



実用新案登録願

昭和52年3月9日

特許庁長官 片山石郎殿

1. 考案の名称

ボウ エン キョウ  
望 遠 鏡



2. 考案者

住所 東京都世田谷区野沢<sup>ノゾク</sup> 2-11-10

株式会社日本精光研究所内<sup>ニホンセイコウケンキョウジヨ</sup>

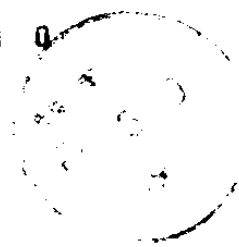
氏名 小<sup>コ</sup> 林<sup>バヤシ</sup> 栄<sup>エイ</sup> 道<sup>ドウ</sup>

3. 実用新案登録出願人

住所 東京都世田谷区野沢<sup>ノゾク</sup> 2-11-10

名称 株式会社日本精光研究所<sup>ニホンセイコウケンキョウジヨ</sup>

代表者 小<sup>コ</sup> 林<sup>バヤシ</sup> 栄<sup>エイ</sup> 道<sup>ドウ</sup>



4. 代理人

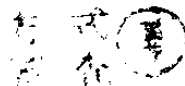
住所 東京都渋谷区神宮前4丁目12番1-103号

氏名 弁理士(6616) 新井 勉 幼

電話(408)4795

5. 添付書類の目録

- (1) 明細書 1 通
- (2) 図面 1 通
- (3) 委任状 1 通
- (4) 願書副本 1 通
- (5) 出願審査請求書 1 通



52 027401

53-123946

## 明 細 書

### 1. 考案の名称

#### 望 遠 鏡

### 2. 実用新案登録請求の範囲

所製の径と長さをなす鏡胴(1)の前端上部と後端下部に対物レンズ(2)と、接眼レンズ(3)付の接眼筒(4)を設けるとともに、鏡胴(1)内の後端上部と前端下部に反射鏡(5)(6)を、対物レンズ(2)より入光した光束を反射鏡(5)で反射し、この光束をさらに反射鏡(6)で反射して接眼レンズ(3)で受光しうるように設けてなる望遠鏡。

### 3. 考案の詳細な説明

本考案は長焦点の対物レンズから入光した光束を、鏡胴内後端と前端に設けた反射鏡で反射して、対物レンズに受光させるようになることにより、鏡胴の長さを相当短くし、もつて収納、運搬等に便利なようにした望遠鏡に関するものである。

従来、この種屈折型の望遠鏡は、長焦点の対物レンズから入光した光束を直接接眼レンズで受光するようにしているため、鏡胴の長さが長く、収

納、運搬に不便である欠点を有していた。

本考案は以上の欠点を除去するためなされたもので、以下、これを実施例である図面により詳述すると、所望の径と長さをなす鏡胴(1)の前端上部と後端下部に対物レンズ(2)と、接眼レンズ(3)付の接眼鏡(4)を設けるとともに、鏡胴(1)内の後端上部と前端下部に反射鏡(5)(6)を、対物レンズ(2)より入光した光束を反射鏡(5)で反射し、この光束をさらに反射鏡(6)で反射して接眼鏡(3)で受光するよう設けてなるものである。

本考案は上述のような構成体により実施せられ、その鏡胴(1)前端上部の対物レンズ(2)より鏡胴(1)内に入光した像映光束は、鏡胴(1)内後端上部にある第1次の反射鏡(5)で後方へ反射し、さらに、この光束を鏡胴(1)内前端下部にある第2次の反射鏡(6)で反射して、接眼鏡(3)で受光するから、長焦点の対物レンズ(2)を使用しているにもかかわらず、鏡胴(1)は大径にするのみで、約3分の1ちかくまで短くすることができて、収納、並びに運搬に便利なものとなる。

4. 図面の簡単な説明

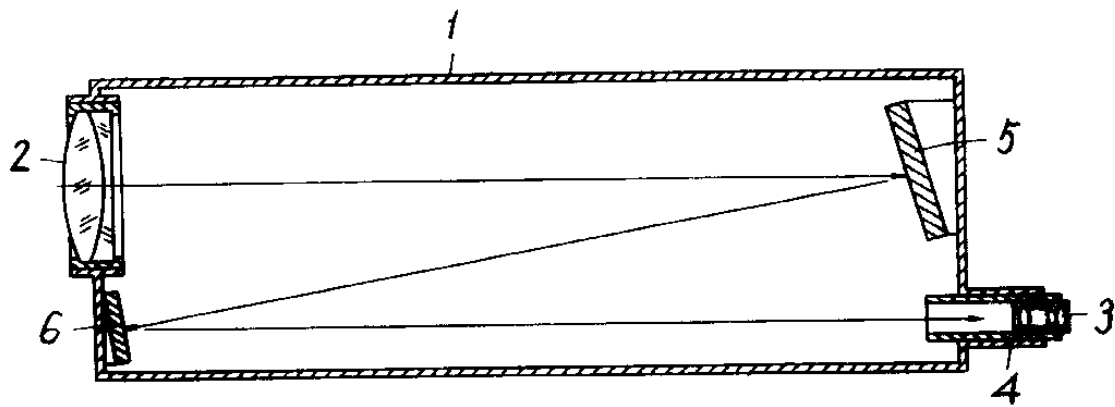
図面は本考案に係る望遠鏡の実施例を示す縦断  
備面図である。

(1)…鏡筒、(2)…対物レンズ、(3)…接眼レンズ、  
(4)…接眼筒、(5)…反射鏡、(6)…反射鏡。

実用新案登録出願人 株式会社日本精光研究所

代理人 弁理士 新 井 延 助





1239

实用新案登録出願人 株式会社 日本精光研究所  
代理人 弁理士 新井延劭